

道路・地域等の特性に応じた道路区分の定義

区 分		定 義
一般道路	道路による区分	幹線道路 一般国道 県道(主要地方道に指定された県道を含む)
		その他の道路 幹線道路以外の道路
		生活道路 市街地の道路で、 以下の条件を満たす道路 ① 原則として車道幅員が5.5m未満の道路 ② 主として地域住民の日常生活に利用される道路 ※ ②は「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」における定義
	地域による区分	市街地の道路 道路に沿って概ね500メートル以上にわたって、住宅、事業所又は工場等の建造物が連立し、又はこれらが混在して連立している状態であって、その地域における建造物及び敷地の占める割合が80パーセント以上になるいわゆる市街地的形態をなしている地域をいう(片側だけがこのような形態をなしている場合を含む)。 ※ H24改正 交通事故統計原票作成の手引き
	非市街地の道路 市街地道路以外の道路	
高速道路等	高速道路	○ 東北縦貫自動車道(弘前線、八戸線)
	指定自動車専用道路	○ 県道青森東インター線 ○ 一般国道45号(百石道路) ○ 主要地方道八戸野辺地線(第二みちのく有料道路) ○ 一般国道45号(上北道路) ○ 一般国道45号(八戸南環状道路) ○ 一般国道45号(八戸南道路)
	自動車専用道路	○ 津軽自動車道 ○ 下北半島縦貫道路